

議 事 録

会 議 名	平成26年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成26年2月26日(水)午後2時から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 分庁舎1階電算会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂 合計8名		
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：中野秀 主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地造成工事施工承認願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成26年第2回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名全員ですので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、1番栗田委員と2番石塚委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、議案番号48号は、本日、代理人より取り下げたい旨連絡があったため欠番といたします。では、議案番号49号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号49号を朗読) 当案件は、位置図にあるとおり宮山の農業振興地域の農用地以外の農地です。譲受人は家族で農業に従事しており、現在耕作農地は10,022㎡で米、野菜、梨を栽培しており、下限面積は満たしております。地目は畑で、現況は畑として耕作されていますが今回の権利の移転に伴い譲受人が梨の作付けをする予定です。自宅からの通作距離は0.7kmです。周辺農地への影響はないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件は満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：現地について確認いたしました。相模縦貫道の西側に位置し適切に管理されており、譲受人の耕作状況についても特に問題は無いと思われます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。 (特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号49号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて日程第2、議案番号50号、農地造成工事施工承認願を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>		

事務局：(議案番号50号を朗読)

当案件は、位置図にあるとおり倉見の農業振興地域の農用地で現況は田です。盛り土造成を行い、花卉栽培の畑とする予定です。

会長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5番：現地確認してまいりました。当該土地は、昨年7月から利用権設定により花卉栽培されている土地の隣接地で、同様の畑として利用される予定と聞いており、特に問題ないと思われま

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長：では全員賛成ですので、議案番号50号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号51号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号51号を朗読)

当案件は田端の農用地で畑として平成20年3月から借り手により賃借で利用権設定されており、今回更新となりました。管理機、刈り払い機等、農機具も所有し、実績もあるため問題ないと思われま

会長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番：現地は、キャベツ、小松菜の作付けされており、耕作者は遠方から来ているようですが、作耕されているところ以外は、きれいに畝ってあります。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

5番：3条の許可要件では、耕作地が近くでないといけないとかあるのか、当時は大丈夫だったのか。

事務局：当時、かながわ農業サポーター制度に登録された当該借り手により、利用権設定がされたとのことでした。

会長：他に質疑はありますか。

(特になし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長：では全員賛成ですので、議案番号51号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付することを決定いたします。続いて日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、報告番号117から119の3件、日程第5、農地法4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号120号から122号の3件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号123号から130号の8件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号117～130号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会長：よろしいでしょうか。発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。最後にその他審議事項はありますか。

(特になし)

	会 長：では、以上をもって、平成26年第2回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	1. 平成26年第2回定例総会議案及び位置図

議事録署名人（1番） 栗田 務 議事録署名人（2番） 石塚 雄司

本議事録は、平成26年 3月27日、承認・署名を得て確定しました。